

## 第2章 平成23年度決算に基づく健全化判断比率

## 第1節 平成23年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）

平成23年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は、すべての市町村でいずれの指標においても早期健全化基準を下回った。

### （1）実質赤字比率

いずれの市町村も赤字が発生しなかったため、比率に該当のある市町村はなかった。

### （2）連結実質赤字比率

1団体において、国民健康保険事業特別会計の実質赤字額が、同会計以外の実質黒字額及び企業会計の資金剰余額の合計を上回ったため、比率に該当したが、早期健全化基準を大きく下回っている。他に比率に該当のある市町村はなかった。

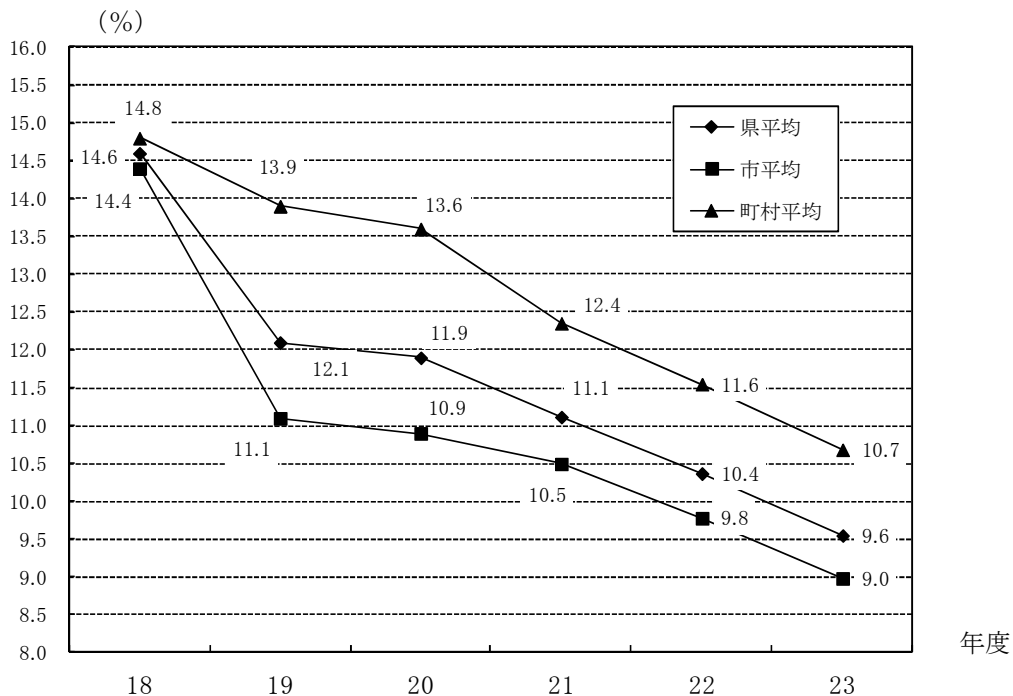
### （3）実質公債費比率

早期健全化基準の25%を上回る市町村はなかった。

また、実質公債費比率（単純平均）は、前年度（10.4%）より0.8ポイント低下し、9.6%となった。

なお、地方債の発行に許可を要する18.0%以上の団体は、前年度と同数の2団体であった。

第19図 実質公債費比率の推移（単純平均）



第20表 段階別実質公債費比率の分布状況（団体数）

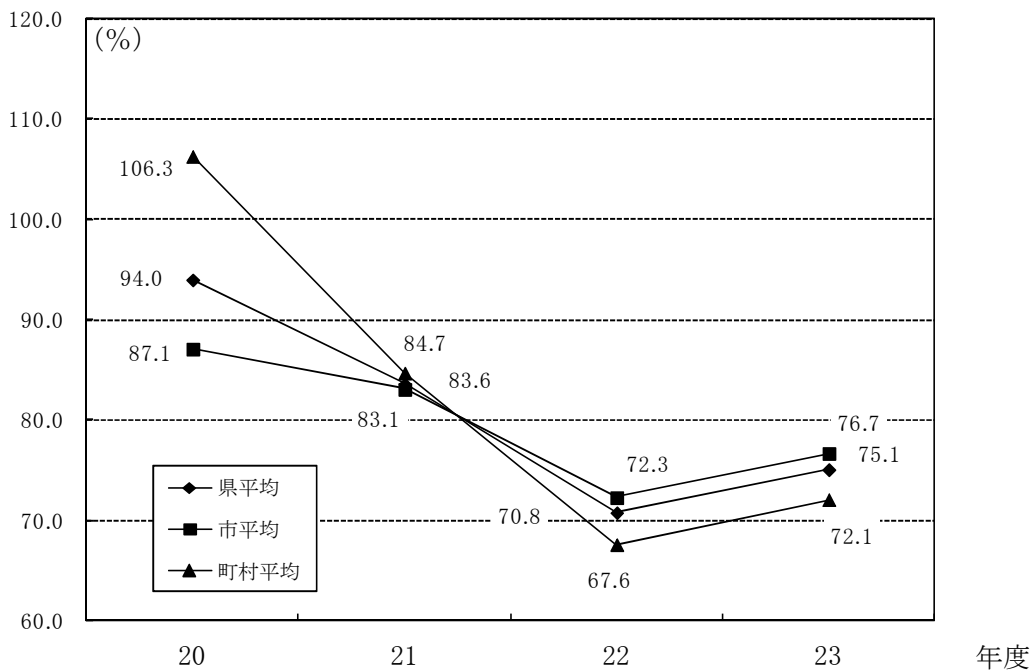
年度	比率										団体数
	8.0未満	8.0～ 10.0未満	10.0～ 12.0未満	12.0～ 14.0未満	14.0～ 16.0未満	16.0～ 18.0未満	18.0～ 20.0未満	20.0～ 25.0未満	25.0以上		
18	1	6	7	14	10	7	4	7	0	56	
19	8	8	12	10	7	5	4	2	0	56	
20	9	11	8	12	7	3	3	3	0	56	
21	14	7	10	11	6	4	0	2	0	54	
22	17	4	18	6	5	2	0	2	0	54	
23	18	11	14	3	5	1	0	2	0	54	
22～23移動	1	7	△ 4	△ 3	0	△ 1	0	0	0	0	

（4）将来負担比率

早期健全化基準の350%（政令市は400%）を上回る市町村はなかった。

54団体中53団体が200%未満の団体であり、44団体が100%未満となるなど、早期健全化基準を大きく下回っている団体が多い。

第20図 将来負担比率の推移（単純平均）



第21表 段階別将来負担比率の分布状況（団体数）

年度	比率									団体数
	該当なし	50未満	50～ 100未満	100～ 150未満	150～ 200未満	200～ 250未満	250～ 300未満	300～ 350未満	350以上	
20	4	13	13	17	5	3	0	1	0	56
21	4	13	17	14	4	1	0	1	0	54
22	6	15	19	9	3	1	1	0	0	54
23	9	13	22	7	2	0	1	0	0	54
22～23移動	3	△ 2	3	△ 2	△ 1	△ 1	0	0	0	0

(参考)

## 市町村財政の背景

### 決算の背景

#### ア 平成 23 年度の経済見通しと国の予算

##### (ア)経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 23 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 22 年 12 月 22 日に閣議了解、23 年 1 月 24 日に閣議決定された。この中で、平成 22 年度の我が国経済は、リーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により持ち直していたものの、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、22 年夏以降、先行きの不透明感が強まり、同年秋から足踏み状態にあるとした上で、こうした厳しい経済情勢の中、「3 段階の経済対策」に基づき、予備費を活用したステップ 1（「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）における「緊急的な対応」）、補正予算によるステップ 2（「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定））を策定し、景気・雇用の両面から経済の下支えを図ってきたところであり、23 年度の経済財政運営の基本的態度として、これら経済対策の着実な推進を図るとともに、「成長と雇用」に重点を置いた 23 年度の予算・税制等からなるステップ 3 に「切れ目なく」つなぎ、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）が目指すデフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を確かなものとしていくこと等が掲げられた。

以上のような経済財政運営を前提として、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれた。こうした結果、平成 23 年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が 1.5%程度、名目成長率は 1.0%程度と、それぞれ 2 年連続でプラス成長になると見込まれた。

##### (イ)国の予算

政府は、平成22年12月16日に「平成23年度予算編成の基本方針」を閣議決定した。その概要は以下のとおりである。

###### a 平成23年度予算編成の基本理念

予算編成の基本理念として、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築く必要があるとした上で、「成長と雇用」の実現、デフレ脱却への道筋「国民の生活を第一に」「確固たる戦略に基づく予算編成」を掲げ、こうした理念の下、「新成長戦略」を着実に推進すると同時に、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）に定めた財政規律の下に、成長と雇用拡大を実現することを基本方針とした。

b 重点分野の基本的方向性

重点分野の基本的方向性として、「新成長戦略の実現へ向けて」と「マニフェスト主要事項等の重要な政策課題（子ども・子育て支援、農業予算、一括交付金、雇用対策）」が掲げられた。

このうち、「新成長戦略の実現へ向けて」においては、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」のステップ3として、平成23年度予算における新成長戦略の本格実施を図ることとされた。

c 徹底した予算の組替えと無駄の削減

徹底した予算の組替えと無駄の削減として、「元気な日本復活特別枠の配分基本方針」等が掲げられた。

d 財政運営戦略の着実な実現

平成23年度予算は、財政運営戦略及び中期財政フレームの下で編成される最初の本予算であり、財政健全化へ向けた日本政府の姿勢を示すものとして、内外の市場関係者も注視しており、市場の信認を確保していくため、財政運営戦略・中期財政フレームに定めた規律の下に、財政健全化目標達成へ向けた第一歩とするとして、23年度当初予算における新規国債発行額は、過去最高の水準である22年度当初予算の水準を上回らないものとするよう、全力をあげることにされた。

また、基礎的財政収支対象経費については、中期財政フレームに定めるとおり、平成22年度当初予算の水準である約71兆円（「歳出の大枠」）を上回らないものとするにされ、これを達成するため、特別枠への要望額の相当程度の絞り込みや、マニフェスト施策財源見合検討事項についての調整を行うことを検討することとされた。

平成23年度予算は、以上のような方針により編成され、平成23年1月24日に第177回国会に提出され、3月29日に成立した。

これによると、平成23年度の一般会計予算の規模は92兆4,116億円で、前年度当初予算と比べると1,124億円増加（0.1%増）となっており、基礎的財政収支対象経費は70兆8,625億円で、前年度当初予算と比べると694億円減少（0.1%減）となった。なお、公債の発行予定額は44兆2,980億円で、前年度当初発行予定額と比べると50億円減少（0.0%減）となっており、公債依存度は47.9%となった。

また、財政投融资計画の規模は14兆9,059億円で、前年度計画額と比べると3兆4,510億円減少（18.8%減）となった。

## イ 地方財政計画

平成 23 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うとともに、地域活性化・雇用・子育て施策等に取り組むために必要な経費を計上するほか、歳入面においては、「財政運営戦略」に基づき、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 23 年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

(ア) 地方税制については、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していく。平成 23 年度税制改正では、個人住民税の諸控除や税負担軽減措置等の見直し等を行うほか、法人実効税率の引下げに当たっては、全体として地方の税収に極力影響を与えないよう配慮するとともに、航空機燃料税の税率引下げに伴い地方に減収が生じないよう、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げることとし、所要の措置を講じる。

(イ) 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、「地方交付税法」（昭和 25 年法律第 211 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づく制度改正を講じることとし、次の措置について所要の法律改正を行う。

a 平成 23 年度から平成 25 年度までの間は、平成 22 年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b これに基づき、平成 23 年度の財源不足見込額 14 兆 2,452 億円については、次により補填する。

(a) 地方交付税については、国の一般会計加算により 5 兆 8,866 億円（うち地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠の加算額 1 兆 500 億円、地域活性化・雇用等対策費の上乗せ分に対応した別枠の加算額 2,150 億円、「地方交付税法」附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 867 億円、同条第 3 項の加算額 6,695 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項（2）に定める平成 23 年度における「乖離是正分加算額」500 億円及び臨時財政対策特例加算額 3 兆 8,154 億円）増額する。また、平成 23 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還 7,593

億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 5,000 億円を活用する。

- (b) 「地方財政法」第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）については、地方財政の健全化の視点も踏まえ、地方交付税の増額により一般財源総額を適切に確保した上で、大幅に縮減（1 兆 5,476 億円）し、6 兆 1,593 億円発行する。なお、臨時財政対策債の配分方法については、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、平成 22 年度に一部導入された、不交付団体には配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）に移行する。
- (c) 建設地方債（財源対策債）を 9,400 億円増発する。
- c 地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金 33 兆 6,173 億円について平成 23 年度から平成 62 年度までの償還計画を新たに作成した上で、以下のとおり着実な償還を行う。
  - (a) 平成 23 年度から平成 25 年度までの間は、交付税特別会計借入金利払費の縮減により確保された財源等を活用し、各年度 1,000 億円を償還する。
  - (b) 平成 26 年度以降平成 32 年度までの間は、償還額を毎年度 1,000 億円増額する。
  - (c) 平成 33 年度以降は、財政運営戦略を踏まえた国の公債等残高の縮減の取組と歩調を合わせて償還する（30 年間各年度 1 兆円の償還を基本）。
- d 上記の結果、平成 23 年度の地方交付税については、17 兆 3,734 億円（前年度に比し 4,799 億円、2.8%の増）を確保する。
- e なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 1,103 億円については、法律の定めるところにより平成 29 年度以降の地方交付税の総額に加算する。
- (ウ) 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 地域主権改革に沿って、地域経済の振興や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- a 平成 22 年度の歳出の特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」（9,850 億円）に代えて、子どもに対する現物給付等の子育て施策、住民生活に光をそそぐ事業、



地球温暖化対策暫定事業等を勘案した 2,150 億円を上乗せした歳出の特別枠「地域活性化・雇用等対策費」1 兆 2,000 億円を計上する。

- b 投資的経費に係る地方単独事業費については、これまで単独事業費に計上してきた社会資本整備総合交付金を活用した道路事業を、公共事業費へ移し替えることとするとともに、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し 5.0% 減額（移替え影響除き）することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- c 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体における行政改革の状況等を踏まえ行政経費の縮減を行う一方、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- d 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。
- e 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 平成 24 年度までの 3 年間で 1.1 兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講じる。

(カ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。

(キ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減等に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 23 年度の地方財政計画（平成 23 年 1 月 28 日閣議決定、同日国会に提出）の規模は、82 兆 5,054 億円で、前年度と比べると 3,786 億円増加（0.5%増）となった。

歳入についてみると、地方税は 33 兆 4,037 億円で、前年度と比べると 8,941 億円増加（2.8%増）（道府県税 4.4%増、市町村税 1.6%増）、地方譲与税は 2 兆 1,749 億円で、前年度と比べると 2,578 億円増加（13.4%増）、地方特例交付金は 3,877 億円で、前年度と比べると 45 億円増加（1.2%増）、地方交付税は 17 兆 3,734 億円で、前年度と比べると 4,799 億円増加（2.8%増）、国庫支出金は 12 兆 1,745 億円で、前年度と比べると 6,082 億円増加（5.3%増）、地方債（普通会計分）は 11 兆 4,772 億円で、前年度と比べると 2 兆 167 億円減少（14.9%減）となった。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は 21 兆 2,694 億円で、前年度と比べると 4,170 億円減少（1.9%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、25,623 人の純減としている。一般行政経費は 30 兆 8,226 億円で、前年度と比べると 1

兆 3,895 億円増加 (4.7%増) となり、一般行政経費にかかる地方単独事業費は 13 兆 8,601 億円で、前年度と比べると 316 億円増加 (0.2%増) となった。公債費は 13 兆 2,423 億円で、前年度と比べると 1,602 億円減少 (1.2%減)、投資的経費は 11 兆 3,032 億円で、前年度と比べると 6,042 億円減少 (5.1%減) となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 5 兆 3,558 億円で、前年度と比べると 1 兆 5,125 億円減少 (22.0%減) となった。

なお、平成 23 年度の地方債計画の規模は 13 兆 7,340 億円で、前年度と比べると 2 兆 1,636 億円減少 (13.6%減) となった。

## ウ 財政運営の経過

平成 23 年度においては、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したこと等を受けて、東日本大震災からの復興施策を含む累次の補正予算が編成された。

### (ア) 平成 23 年度補正予算 (第 1 号)

#### a 補正予算 (第 1 号)

東日本大震災からの早期復旧に向けて編成された、平成 23 年度補正予算 (第 1 号) は、平成 23 年 4 月 22 日に閣議決定、4 月 28 日に国会に提出され、5 月 2 日に成立した。

同補正予算においては、東日本大震災からの早期復旧に向け、年度内に必要と見込まれる経費を計上し、歳出面で、東日本大震災関係経費 4 兆 153 億円等を計上したほか、既定経費の減額 3 兆 7,107 億円を計上した。また、歳入面で、税外収入 3,051 億円を増額計上した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 23 年度当初予算に対し、3,051 億円増加し 92 兆 7,167 億円となった。

また、補正予算 (第 1 号) とともに、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助等について定める「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(以下「東日本大震災財特法」という。)が平成 23 年 5 月 2 日に成立し(平成 23 年法律第 40 号)、東日本大震災では大規模な地震・津波による被害が甚大かつ広範囲に及んでおり、また、被災した地方公共団体の財政基盤が総じて脆弱であることなどを踏まえ、対象となる地方公共団体について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号)等の指定基準に比べ、より広い範囲の地方公共団体が特定被災地方公共団体等として指定され、併せて国庫補助対象となる事業が拡大されるとともに、4 月 27 日に成立した「地方税法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 30 号)等による地方税の減収額を埋める等のため、地方債の特例として歳入欠かん等債が発行できること等とされた。

#### b 補正予算 (第 1 号) 等に係る地方財政措置

補正予算（第 1 号）においては、東日本大震災関係経費の追加に伴う地方負担が生じること、また、東日本大震災により被害を受けた地方公共団体等において地方税等の減収が見込まれたことから、これらに関連して以下のとおり地方財政措置を講じた。

(a) 特別交付税の増額

東日本大震災による被害状況は極めて甚大であり、補正予算（第 1 号）に係る災害弔慰金の地方負担額、行政機能の維持や被災者支援に係る応急対応経費及び被災地域の応援に要する経費等について多額の経費が見込まれたことから、これらの特別の財政需要に対応するため、平成 23 年度分の地方交付税の総額に 1,200 億円を加算し、その全額を特例として特別交付税とする措置を講じる。

以上の措置を講じるための、「平成 23 年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」が平成 23 年 5 月 2 日に成立した（平成 23 年法律第 41 号）。

(b) 追加の財政需要等に係る財政措置

① 追加の投資的経費等に係る財政措置

補正予算（第 1 号）により平成 23 年度に追加される災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額等については、地方負担額の 100%まで地方債（災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について地方交付税により措置する。

② 地方税等の減収に係る財政措置

東日本大震災に伴う地方税等の減免及び地方税法の一部改正等による地方税等の減収額を埋めるために発行する歳入欠かん債については、後年度においてその元利償還金について地方交付税により措置する。

③ 地方債の対象とならない経費に係る財政措置

地方債の対象とならない経費については、特別交付税により適切に対処する。

(c) 地方公営企業に係る財政措置

東日本大震災に係る地方公営企業の災害復旧事業については、「東日本大震災財特法」等により国の特別の補助等を行うこととされたが、これに併せて、当該施設の早期復旧を図るとともに企業経営の安定を図るため、東日本大震災に係る一般会計からの繰出基準の特例を設けることとし、当該繰出金について災害復旧事業債を充当可能とする。具体的には、通常建設改良について一般会計で負担することとされている部分に、残余の部分の 1/2 を加え、復旧事業に係る企業負担が当該地方公営企業の収益に比し 1/2 を超える場合は、さらに嵩上げを行った額を加えたものを一般会計からの繰出し対象とする。

また、東日本大震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額については、資金手当のための公営企業債を充当できることとするとともに、これに

係る利子の 1/2 の額に一般会計からの繰出しを認め、当該繰出金について特別交付税により措置する。

(イ) 平成 23 年度補正予算（第 2 号）

a 補正予算（第 2 号）

平成 23 年度補正予算（第 2 号）は、平成 23 年 7 月 5 日に閣議決定、7 月 15 日に国会に提出され、7 月 25 日に成立した。

同補正予算においては、歳出面で、東日本大震災の当面の復旧対策に万全を期すため、原子力損害賠償法等関係経費 2,754 億円、被災者支援関係経費 3,774 億円、東日本大震災復旧・復興予備費 8,000 億円、地方交付税交付金 5,455 億円等を追加計上した。また、歳入面で、前年度剰余金受入 1 兆 9,988 億円を追加計上した。なお、被災者支援関係経費のうち 3,000 億円は被災者生活再建支援金補助金であるが、これは「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づいて支給される被災者生活再建支援金について、東日本大震災に限った特例措置として国の補助率が 2 分の 1 から 10 分の 8 に引き上げられたこと等によるものである。

この結果、一般会計予算の規模は歳入歳出とも平成 23 年度の補正予算（第 1 号）による補正後予算に対し、1 兆 9,988 億円増加し、94 兆 7,155 億円となった。

b 補正予算（第 2 号）に係る地方財政措置

補正予算（第 2 号）においては、平成 22 年度の国税決算に伴う剰余金の法定率分の地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることなどから、これらに関連して以下のとおり地方財政措置を講じた。

(a) 地方交付税の追加等

平成 23 年度分の地方交付税の増 5,455 億円（平成 22 年度清算分）については、補正予算（第 1 号）による補正後の予算における普通交付税の総額と「地方交付税法」第 10 条第 2 項本文の規定による普通交付税の算定額の合計額との差額分を除き、同法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同補正予算による補正後の特別交付税総額に加算（4,571 億円）する。なお、この加算額は 10 月 26 日に行った普通交付税の再算定の結果、4,573 億円となった。

(b) 追加の財政需要等に対する財政措置

① 補正予算（第 2 号）により追加された災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の 100%まで地方債（補助災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について地方交付税により措置する。

② 被災者生活再建支援金について国の補助率を 10 分の 8 とする特例措置の地方負担に対処するための都道府県による被災者生活再建支援基金への追加拠出分（342 億円）についてはその全額を特別交付税により措置するとともに、今後の災害に備えて基金規模を維持するために積み戻すこととした額（538 億円）につ

いてはその95%を特別交付税により措置することとしたほか、地方債の対象とならない経費については、特別交付税により適切に対処する。

(ウ) 復興の基本方針と復興財源の確保

a 東日本大震災からの復興の基本方針等

平成23年4月に復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論するために設置された東日本大震災復興構想会議が、6月25日に「復興への提言～悲惨の中の希望～」を取りまとめ、また、6月20日に、東日本大震災からの復興についての基本理念、復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備等を定めた「東日本大震災復興基本法」が成立した（平成23年法律第76号）。

平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部（本部長：内閣総理大臣）は、上記提言を踏まえ、「東日本大震災復興基本法」第3条に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定した。このうち、地方財政に関わる主なものは以下のとおりである。

- (a) 被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、復興需要が高まる当初の5年間を「集中復興期間」と位置付ける。
- (b) 平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度補正予算（第1号）等及び補正予算（第2号）を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と、また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。
- (c) 5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度補正予算（第1号）等及び補正予算（第2号）における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。
- (d) 先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。
- (e) 平成23年度第3次補正予算の編成に合わせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出する。税制措置の具体的内容については、8月以降、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。

- (f) 以上のとおり、国・地方（公費分）合わせて少なくとも 19 兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。
- (g) 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。

b 復興財源等の確保

復興財源等の確保に関しては、平成 23 年 10 月 7 日、「平成 23 年度第 3 次補正 予算及び復興財源の基本的方針」が閣議決定された。主な内容は以下のとおりである。

- (a) 平成 23 年度第 3 次補正予算については、総額概ね 12 兆円程度の歳出の追加を行う。このうち、東日本大震災関係経費（年金臨時財源の補填のための経費を除く）は、概ね 9 兆円程度となる。
- (b) 具体的には、東日本大震災からの本格的な復興に資するため、復興対策等事業費、災害関連融資関係経費、全国防災対策費、除染等経費、地方交付税の加算、年金臨時財源の補填のための経費について、東日本大震災関連経費として概ね 11 兆円台半ばの金額を計上する。これらの歳出を賄うため、復興財源となる歳出削減等を図るほか、復興債を発行する。
- (c) 5 年間の集中復興期間における残り 13 兆円程度の財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が 5 兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。

以上により、集中復興期間中に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模 19 兆円程度に充てる財源は、平成 23 年度補正予算（第 1 号）等及び補正予算（第 2 号）における財源（6 兆円程度）、歳出削減及び税外収入の確保（5 兆円程度）並びに時限的な税制措置（8 兆円程度）とされ、税制措置の総額としては、年金臨時財源の補填分（2.5 兆円程度）及び B 型肝炎対策のための財源（0.7 兆円程度）を加えた 11.2 兆円程度（なお、10 年間トータルの税外収入等は段階を経て 7 兆円になり、結果として増税額は 9.2 兆円）とされた。このうち、全国の地方公共団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分 0.8 兆円程度（推計）については、地方税において税制上の措置を講じることとされた。

これらの措置を講ずるため、国税における時限的な税制措置、復興債の発行等を内容とする「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」及び地方税における時限的な税制措置を内容とする「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」が国会に提出され、衆議院での修正を経て、平成

23 年 11 月 30 日に成立し（国税関係が平成 23 年法律第 117 号、地方税関係が平成 23 年法律第 118 号）、国税については、復興特別所得税（25 年間）及び復興特別法人税（3 年間）により 9.7 兆円程度を、地方税については、個人住民税の均等割の標準税率の引上げ（10 年間）及び平成 23 年度税制改正事項（個人住民税の退職所得 10% 税額控除廃止）により 0.8 兆円程度を確保することとされた。また、復興債の償還期限は平成 49 年度とされた。

（エ）平成 23 年度補正予算（第 3 号）

a 補正予算（第 3 号）

平成 23 年度補正予算（第 3 号）は、平成 23 年 10 月 21 日に閣議決定、10 月 28 日に国会に提出され、11 月 21 日に成立した。

同補正予算においては、歳出面で、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置する等のため、災害救助等関係経費 941 億円、災害廃棄物処理事業費 3,860 億円、公共事業等の追加 1 兆 4,734 億円、災害関連融資関係経費 6,716 億円、地方交付税交付金 1 兆 6,635 億円、東日本大震災復興交付金 1 兆 5,612 億円、原子力災害復興関係経費 3,558 億円、全国防災対策費 5,752 億円、その他の東日本大震災関係経費 2 兆 4,631 億円、年金臨時財源の補填 2 兆 4,897 億円、台風第 12 号等に係る災害対策費 3,203 億円、B 型肝炎関係経費 480 億円等を追加計上したほか、既定経費の減額 1,850 億円、東日本大震災復旧・復興予備費の減額 2,343 億円の修正減少額を計上した。また、歳入面で、復興債 11 兆 5,500 億円、税外収入 1,332 億円を追加計上等した。

以上の結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 23 年度の補正予算（第 2 号）による補正後予算に対し、11 兆 6,832 億円増加し、106 兆 3,987 億円となった。

なお、東日本大震災復興交付金は、著しい被害を受けた地域における被災地方公共団体による復興地域づくりを支援することを目的として、「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年法律第 122 号）に基づき創設されたものであり、その概要は、以下のとおりである。

- (a) 被災地方公共団体の復興地域づくりに必要な公共事業等を基幹事業（5 省 40 事業）として幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担を軽減するため、当該事業に係る地方負担額の 50% をさらに国費により措置する。
- (b) 基幹事業に係る事業費の 35% を上限に、その効果を増大させる等復興のために基幹事業と関連する事業を効果促進事業等として実施できることとし、その経費の 80% を国費により措置する。

b 補正予算（第3号）に係る地方財政措置等

補正予算（第3号）においては、東日本大震災の復旧・復興に当たって時限的な税制措置を講ずることなどにより特別に財源を確保した上で対処することとされたことを踏まえ、東日本大震災に係る復旧・復興事業等に係る地方負担額等について、震災復興特別交付税を創設（1兆6,635億円）して措置するとともに、全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る地方負担額等について、以下のとおり地方財政措置等を講じた。

(a) 震災復興特別交付税の創設

東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税により、補正予算（第3号）並びに補正予算（第1号及び第2号）等に係る地方負担額等及び「地方税法」の改正等に伴う地方税の減収分等の全額を措置する。その際、これまで地方債により措置することとしていた地方負担額等についても、地方債に代え、震災復興特別交付税で全額措置する。

以上に掲げる措置を講じる等のための「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律」が平成23年11月30日に成立した（平成23年法律第116号）。

(b) 全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る措置等

補正予算（第3号）により追加された全国防災対策費に係る地方負担額等（補正予算（第1号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額を含む。）については以下のとおり措置する。

- ① 全国防災対策費のうち投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（補助・直轄））を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- ② 上記①に準ずる地方単独事業のうち投資的経費に係る起債対象事業費については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（単独））を充当できることとし、後年度における元利償還金の70%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- ③ 地方債の対象とならない経費については、特別交付税により適切に対処する。  
また、上記施策に要する費用に充てるために平成23年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費を、平成24年度以降において、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する。

(c) 台風第12号等による災害への対応に係る追加の財政需要に対する財政措置

補正予算（第3号）により追加された台風第12号等による災害への対応に伴う災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで



地方債（災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について地方交付税により措置する。

なお、新潟・福島豪雨による災害及び台風第 12 号等による災害については、激甚災害指定を行い、公共土木施設や農地等の災害復旧事業への国庫補助の嵩上げ措置等を講じる。

(d) 地方公営企業に係る財政措置

東日本大震災に係る地方公営企業の災害復旧事業については、一般会計からの繰出基準の特例を設けて、当該繰出金に対して災害復旧事業債を充当できることとしていたが、これらについてはその全額を震災復興特別交付税により措置する。

また、東日本大震災復興交付金を受けて施行する地方公営企業関係の復興事業について、一般会計からの繰出基準の特例を設けて、当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置する。

さらに、全国的に緊急に実施する地方公営企業関係の防災・減災事業について、一般会計からの繰出基準の特例を設けて、当該繰出金については緊急防災・減災事業債（補助）を充当可能とする。

(オ) 平成 23 年度補正予算（第 4 号）

a 補正予算（第 4 号）

平成 23 年度補正予算（第 4 号）は、平成 23 年 12 月 20 日に閣議決定、24 年 1 月 24 日に国会に提出され、2 月 8 日に成立した。

同補正予算においては、歳出面で、災害対策費 67 億円、生活保護費等負担金等 1,339 億円、中小企業金融関係経費 7,413 億円、高齢者医療・子育て・福祉等関係経費 4,939 億円、環境対応車普及促進対策費 3,000 億円、国際分担金及び拠出金 1,875 億円、食と農林漁業の再生に必要な経費 1,574 億円、地方交付税交付金 3,608 億円等を追加計上したほか、既定経費の減額 1 兆 4,227 億円の修正減少額を計上した。また、歳入面で、税収 1 兆 1,030 億円、税外収入 88 億円等を追加計上等した。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 23 年度の補正予算（第 3 号）による補正後予算に対し、1 兆 1,118 億円増加し、107 兆 5,105 億円となった。

b 補正予算（第 4 号）に係る地方財政措置

補正予算（第 4 号）においては、国税の増収見込みに伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じたところであるが、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じた。

(a) 地方交付税

補正予算（第 4 号）により増額された平成 23 年度分の地方交付税の額 3,608 億円（23 年度国税 5 税の自然増等に伴うもの）については、その全額を 24 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

この措置を講じるため、「東日本大震災に対処するための平成 23 年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が平成 24 年 2 月 8 日に成立した（平成 24 年法律第 1 号）。

(b) 追加の財政需要

- ① 補正予算（第 4 号）により追加された農業生産基盤保全管理等推進整備費等投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 50%（当初における地方負担額に対する算入率が 50%を超えるものについては、原則として当初の算入率）を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。
- ② 生活保護費等地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,700 億円）の一部により対応する。

（出典）「地方財政の状況 平成 25 年 3 月」 総務省